

耐震関係助成制度について

1. 木造住宅の耐震診断・耐震改修助成額を増額しました。

○木造住宅耐震診断助成

耐震診断費用の 2/3 (10 万円を限度) (従来) ⇒ 耐震診断にかかる費用 (15 万円を限度)

○木造住宅耐震改修助成

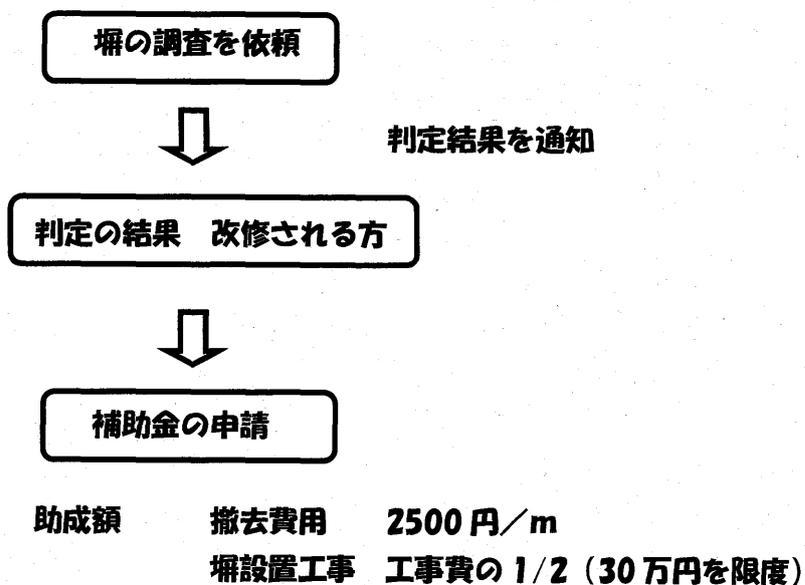
耐震改修費用の 1/2 (50 万円を限度) (従来) ⇒ 耐震改修費用の 2/3 (100 万円を限度)

更に

施工者を区内業者とする場合
耐震改修費用の 1/6 (50 万円を限度)
を上乗せします。

2. フロック塀等の改善工事助成制度を新設します。

道路に面するフロック塀等で、地震により倒壊の危険があるフロック塀等について、撤去費用・設置費用の一部を助成します。



新たに設置する塀については、フェンス等地震により倒壊の危険のないものが対象です。

豊島区の耐震関係助成制度一覧（概要）

種別	助成対象者	主な要件	助成金
1 木造住宅耐震 診断助成	昭和56年5月31日以前 に建築された木造住宅 (専用住宅部分1/2以上) の所有者かつ居住者	東京都木造住宅耐震診断登録事務所に 登録された診断士による診断であること	診断に係る費用(15万円限 度)
2 木造住宅耐震 改修助成	昭和56年5月31日以前 に建築された木造住宅 (専用住宅部分1/2以上) の所有者かつ居住者	上部構造評点を1.0以上とすること。 接する道路が12m以下で道路突出のないこと。 防火構造であること。 世帯の住民税の滞納がないこと。 建築基準法上重大な違反のないこと。	改修費用の2/3(100万円 限度) 区内施工業者を利用される 場合改修費用の1/6(50万 円限度)を上乗せ
3 非木造住宅耐 震診断助成	昭和56年5月31日以前 に建築された非木造住宅 (専用住宅部分1/2以上) の所有者かつ居住者	一級建築士による診断とすること	診断費用の2/3(20万円限 度)
4 緊急輸送道路 沿道建築物耐 震診断助成	昭和56年5月31日以前 に建築された緊急輸送道 路沿道建築物所有者	道路中心からの距離と後退部分の距離 の和を超える高さの部分の有するもので、 建築確認を受けたもの	診断費用の2/3(100万円 限度)
5 緊急輸送道路 沿道建築物耐 震改修助成	昭和56年5月31日以前 に建築された緊急輸送道 路沿道建築物所有者	耐震構造指標 I_s 値を0.6以上とすること。	改修費用の1/3(1000万 円限度)
6 耐震シェルタ ー設置助成	昭和56年5月31日以前 に建築された木造住宅の 居住者で高齢者の方	東京都の推奨する耐震シェルター・耐震 ベッドを設置する工事	設置費用の9/10(30万円 限度)
7 ブロック塀等改 善工事助成	地震により倒壊の恐れ のあるブロック塀等の所有 者	区の改善指導を受けた方 個人又は中小企業基本法第2条に規定 する中小企業者	撤去費用 2500円/m 新設工事 設置費用の1/2 (30万円限度)
8 分譲マンション 耐震診断助成	昭和56年5月31日以前 に建築された分譲マンシ ョンの管理組合の代表者	3階以上であること	診断費用の2/3(100万円 限度)
9 分譲マンション 耐震改修助成	昭和56年5月31日以前 に建築された分譲マンシ ョン(3階以上)の管理組 合の代表者	耐震構造指標 I_s 値を0.6以上とすること。	改修費用の23%(1000万 円限度)

※助成金の補助対象額には消費税を含めません。

木造住宅の耐震診断・耐震改修助成制度の変更について

参 考

○木造住宅耐震診断助成額の増額

◆現行の助成制度

耐震診断費用の 2/3 かつ 10 万円限度

区 2/3	所有者 1/3
----------	------------

◆新たな助成制度

耐震診断にかかる費用かつ 15 万円限度

区 15万円	所有者 15万円を超える額
-----------	------------------

- 例 1 診断費用 15 万円以下の場合 所有者負担無し
 例 2 診断費用 20 万円の場合 所有者負担 5 万円

○木造住宅耐震改修助成額の増額

◆現行の助成制度

耐震改修費用の 1/2 かつ 50 万円限度

区 1/2	所有者 1/2
----------	------------

◆新たな助成制度

耐震改修費用の 2/3 かつ 100 万円限度

※施工者を区内業者とする場合

耐震改修費用の 1/6 かつ 50 万円限度に上乗せ

区 2/3	※ 区 1/6	所有者 1/6
----------	------------	------------

- 例 1 耐震改修費用 150 万円の場合 所有者負担 25 万円
 $\left[\begin{array}{l} 150 \text{ 万円} \times 2/3 = 100 \text{ 万円} \Rightarrow 100 \text{ 万円} \\ 150 \text{ 万円} \times 1/6 = 25 \text{ 万円} \Rightarrow 25 \text{ 万円} \end{array} \right]$ 補助額 125 万円
- 例 2 耐震改修費用 300 万円の場合 所有者負担 150 万円
 $\left[\begin{array}{l} 300 \text{ 万円} \times 2/3 = 200 \text{ 万円} \Rightarrow 100 \text{ 万円} \\ 300 \text{ 万円} \times 1/6 = 50 \text{ 万円} \Rightarrow 50 \text{ 万円} \end{array} \right]$ 補助額 150 万円